

# 生活再建問題対策NEWS NO.3

2014.3.16

発行 全国クレジット・サラ金問題対策協議会(代表幹事 弁護士 木村達也)

## ☆利息制限法改正に向けて 3.22 静岡シンポジウム

【日時】 3月22日(土) 13:00～17:00

【会場】 静岡県男女共同参画センターあざれあ

静岡市駿河区馬淵1-17-1 (静岡駅から徒歩9分)

【参加費】 一般無料、弁護士・司法書士1000円

【内容】 基調報告「利息制限法改正に向けて」 大門実紀史氏 (日本共産党 参議院議員)

「利息制限法金4条問題を考える」 茆原洋子氏 (弁護士)

「J社の一方的な利率変更問題について」 吉田翔太氏 (弁護士)

「私たちの考える上限金利」 柴田昌彦氏 (税理士)

「ビットコインから金融取引規制を考える～ 仮想通貨は現実になるか～」  
柴田武男氏 (聖学院大学教授)

パネルディスカッション「私たちの改正利息制限法案」

パネラー 大門実紀史氏 柴田武男氏 柴田昌彦氏、茆原正道氏 (弁護士)

## ☆ シンポジウム「不安定化する住まいー賃貸住宅の現状から」

【日時】 3月28日(金) 午後6時～午後8時

【場所】 弁護士会館2階 講堂クレオA (東京・霞が関)

無料・申込不要 先着100名

【主催】 東京弁護士会

【内容】 基調講演「進行する住まいの不安定化」

稲葉剛氏 (NPO法人自立生活サポートセンター・もやい理事長)

### 現状報告①「追い出し屋」対策の成果と課題

「5年間で確立した裁判例と現状」 戸館圭之弁護士 (全国追い出し屋対策会議)

「悪質業者の告発による業務改善」 「老朽化・耐震強度不足を理由とする明け渡しの多発」

細谷紫朗氏 (東京借地借家人組合連合会事務局長)

「被害者の新たな住まいの確保」 安藤周平氏 (NPO法人ワーカーズコープ)

林治弁護士 (東京弁護士会人権擁護委員会格差問題部会部会長)

### 現状報告②「脱法ハウス」の現状と対策

「脱法ハウスの実情と住民の防御」 林治弁護士

「国交省による規制開始後の脱法ハウスの実情」

坂庭国晴氏（国民の住まいを守る全国連絡会代表幹事）

### パネル討論「住居不安の原因分析と対策－シェアハウスの登場を視野にいれて－」

登壇者 稲葉剛氏、林治氏、小田川華子氏（首都大学東京講師）、坂庭国晴氏

【コメント】家賃滞納を理由に、法的手続によらず、鍵交換、荷物の撤去などを行う「追い出し屋」行為による被害が社会問題となりました。現在も、不当な取立てや、脅迫的・暴力的追い出し行為は後を絶ちません。最近では、本来住居に利用される目的ではない倉庫、貸しオフィスなどを細かく仕切り、建築基準法に違反する狭小な空間を「シェアハウス」と称して貸出し、家賃を滞納すれば即時に退去させる「脱法ハウス」の存在も明らかになりました。住まいが不安定では安定した生活を築くことはできません。このような不安定化する住まいへの対策を立てるためにはその原因を分析することが必要です。

## ☆生活保護法施行規則の改正する省令 抜本修正を 4 会声明

大阪弁護士会（福原哲晃）は13日、「生活保護法施行規則の一部を改正する省令（案）」の抜本修正を求める会長声明を発表した。同「省令案には、重大な問題が多々含まれており、生活保護を必要とする市民をいわずらに萎縮させ日本国憲法第25条で保障されている生存権を脅かしかねない。生活困窮者の支援に取り組む専門実務家団体として、当会は、本省令案の内容を到底容認できず、上記の国会答弁や附帯決議等を真摯に反映させた内容に抜本的に修正することを求めるものである」との内容。

同声明は、昨年12月に成立した生活保護「改正」法に関する省令（案）のパブリックコメント募集に対応して発表したもの。大阪弁護士会は1日、シンポジウム「拡大する貧困に立ち向かう～ソーシャルワーカーと法律家のコラボ～」を開催したが、これは、貧困の拡大に抗して何ができるのか、連携して社会を変える「ソーシャルアクション」にも踏み出すことを目指し、同弁護士会が、大阪医療ソーシャルワーカー協会・大阪精神保健福祉士協会と初めて共催して実施したシンポ。同シンポ（参加者255人）を踏まえ、連携したソーシャルアクションの第1弾として、今回の声明の発表にあたっては、事前に上記3団体に日本精神保健福祉士協会を加えた4団体で調整を行い、同文で同日に発表を行った。連携してのこのような取り組みは初めて。

クレサラ・生活再建問題対策のニュースをマスコミ、国会議員の方々にお知らせしています。

電話047(362)5578 全国クレサラ・生活再建問題対策協議会マスコミ広報部会

事務局長弁護士及川智志